

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成三十年三月三十一日から適用する。

(銀行法施行規則第十九条の二第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この告示の適用の日(以下「適用日」という。)に終了する事業年度に係る開示事項のうち、第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件第二条第四項、第三条第四項又は第四条第四項の規定により別紙様式によつて作成するものについては、附則別紙様式(附則第二条関係)によつても、作成することができるものとする。

(信用金庫法施行規則第三百三十二条第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定め

る件の一部改正に伴う経過措置)

第三条 適用日に終了する事業年度に係る開示事項のうち、第二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第三百三十二条第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件第六条第四項又は第七条第四項の規定により別紙様式によつて作成するものについては、附則別紙様式(附則第三条関係)によつても、作成することができるものとする。

(金融商品取引業等に関する内閣府令第二百八条の二十六第五号に規定する報酬等に関する事項であつて、最終指定親会社及びその子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が定めるものを定める件の一部改正に伴う経過措置)

第四条 適用日に終了する事業年度に係る開示事項のうち、第三条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第二百八条の二十六第五号に規定する報酬等に関する事項であつて、最終指定親会社及びその子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が定めるものを

定める件第四号の規定により別紙様式によって作成するものについては、附則別紙様式（附則第四条関係）によっても、作成することができるものとする。